【表紙】

 【提出書類】
 臨時報告書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成26年6月27日

 【会社名】
 株式会社キーエンス

 【英訳名】
 KEYENCE CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 晃則

【本店の所在の場所】 大阪市東淀川区東中島1丁目3番14号

【電話番号】 06 (6379) 1111(大代表)

【事務連絡者氏名】取締役経営情報室長 木村 圭一【最寄りの連絡場所】大阪市東淀川区東中島1丁目3番14号

【電話番号】 06 (6379) 1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営情報室長 木村 圭一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社において特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称 株式会社ジャストシステム

住所 徳島県徳島市川内町平石若松108番地4

代表者の氏名 代表取締役社長 福良 伴昭

資本金 10.146百万円

事業の内容 ソフトウェアの開発、販売等

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 282,343個 異動後 282,343個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 43.96% 異動後 43.96%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

平成26年6月26日開催の株式会社ジャストシステム(以下「ジャストシステム」)の定時株主総会において取締役選任議案が可決された結果、同社の取締役の過半数を当社出身者が占めることになりました。したがって、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号)に規定する支配力基準に基づいて、ジャストシステムは当社の子会社となり、また、同社の資本金の額は当社の資本金の額の100分の10以上に相当することから、同社は当社の特定子会社に該当することとなりました。

異動の年月日

平成26年6月26日

以 上